証　票　返　還　届

私は、　　年　　月　　日交付された公職選挙法施行令第１１０条の５第４項の証票を下記理由により返還します。

年　　月　　日

候補者等氏名又は後援団体名称並びに代表者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は主たる事務所の所在地

長与町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

長与町選挙管理委員会委員長　　様

記

１．返還する理由

・公職の種類を変更したため

・その他（　　）

２．返還する証票の番号及び看板の設置場所

証票番号	証票を貼った看板等の設置場所

上記の後援団体の本件返還届について同意します。

年　　月　　日

公職の候補者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※後援団体の申請の時のみ同意を得てください。

備考

1　公職の候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

2　後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

候補者等記載例

証　票　返　還　届

私は、令和〇年　〇月　〇日交付された公職選挙法施行令第１１０条の５第４項の証票を下記理由により返還します。

証票を受け取った日を記入してください。

令和　〇年　〇月　〇日

候補者等氏名又は後援団体名称並びに代表者氏名

長 与　太 郎

住所又は主たる事務所の所在地

長与町高田郷 〇〇 番地 〇

電話番号　095 － 883 － 〇〇〇〇

長与町選挙管理委員会委員長　　様

記

１．返還する理由

・公職の種類を変更したため

・その他（　　）

２．返還する証票の番号及び看板の設置場所

証票番号	証票を貼った看板等の設置場所
1	長与町〇〇郷１２３番地１　〇〇　△△方
2	長与町△△郷１２３番地２　〇〇　△△方
3	長与町□□郷１２３番地３　〇〇　△△方
4	長与町〇〇１丁目１２３番地４　〇〇　△△方

上記の後援団体の本件返還届について同意します。

年　　月　　日

公職の候補者の氏名

※後援団体の申請の時のみ同意を得てください。

備考

1　公職の候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

2　後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

後援団体記載例

証　票　返　還　届

私は、令和〇年　〇月　〇日交付された公職選挙法施行令第１１０条の５第４項の証票を下記理由により返還します。

証票を受け取った日を記入してください。

令和　〇年　〇月　〇日

候補者等氏名又は後援団体名称並びに代表者氏名
長与太郎後援会
嬉里　一郎

住所又は主たる事務所の所在地
長与町嬉里郷６５９番地１

電話番号　095 － 887 － 〇〇〇〇

長与町選挙管理委員会委員長　　様

記

１．返還する理由
・公職の種類を変更したため
・その他（　　）

２．返還する証票の番号及び看板の設置場所

証票番号	証票を貼った看板等の設置場所
1	長与町〇〇郷１２３番地１　〇〇　△△方
2	長与町△△郷１２３番地２　〇〇　△△方
3	長与町□□郷１２３番地３　〇〇　△△方
4	長与町〇〇１丁目１２３番地４　〇〇　△△方

上記の後援団体の本件返還届について同意します。

令和　〇年　〇月　〇日

公職の候補者の氏名　長与　太郎

※後援団体の申請の時のみ同意を得てください。

後援団体の申請の時は必ず記入・押印してください。

（…っては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

2　後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。